

四日市港管理組合公報

第1053号

令和2年7月17日

金曜日

目次

規 則

- 四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化
に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (港営課) 2

告 示

- 四日市港管理組合港湾施設条例に基づく物揚場の指定 (港営課) 2
- 四日市港管理組合の管理する港湾施設の一部を改正する告示 (港営課) 3

規 則

四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年7月17日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第6号

四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例施行規則（令和2年四日市港管理組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 <u>(使用料の減免に関する特例措置)</u> 2 <u>使用料の減額又は免除をする場合、令和2年度に限り、第8条第2項の規定による申請を要しないものとする。</u></p>	<p>附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

四日市港管理組合告示第11号

四日市港管理組合港湾施設条例（昭和41年四日市港管理組合条例第3号）別表の備考10の規定により次のとおり物揚場を指定します。

令和2年7月17日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

名 称	水深	延長	所 在 地	指定年月日
千歳町5号物揚場	-1.5m	325m	図示	令和2年7月17日
千歳町6号物揚場	-1.5m	273m	〃	令和2年7月17日
旧港2号物揚場	-4.0m	68m	稲葉町3489番地の6地先	令和2年7月17日
納屋運河物揚場	-0.5m	158m	図示	令和2年7月17日
富田一色物揚場	-2.0m	200m	〃	令和2年7月17日

富田地区 L20B 物揚場	-1.0m	50m	//	令和2年7月17日
富田地区 L21A 物揚場	-1.0m	124m	//	令和2年7月17日
富洲原運河北物揚場	-0.6m	200m	//	令和2年7月17日
富洲原運河南物揚場	-0.6m	362m	//	令和2年7月17日

関係図面は、四日市港管理組合経営企画部港営課に備え置いて、縦覧に供します。

告 示

四日市港管理組合告示第12号

四日市港管理組合の管理する港湾施設（昭和44年四日市港管理組合告示第6号）の一部を次のとおり改正し、告示の日から適用します。

令和2年7月17日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合の管理する港湾施設の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 水域施設				1 水域施設			
航路 (略)				航路 (略)			
泊地				泊地			
名称	数量	位置		名称	数量	位置	
(i) 被覆内泊地	(略)	(略)		(i) 被覆内泊地	(略)	(略)	
うち、小型				うち、小型			
船舶用泊地				船舶用泊地			
イ～ハ	(略)	(略)		イ～ハ	(略)	(略)	
ニ 高砂町	<u>750 m²</u>	(略)		ニ 高砂町	<u>330 m²</u>	(略)	
北側護				北側護			
岸前泊				岸前泊			
地				地			
ホ <u>納屋防</u>	<u>200 m²</u>	<u>//</u>					
<u>災緑地</u>							
<u>北側護</u>							

<u>岸前泊</u> <u>地</u>	
(2) (略)	(2) (略)

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
